

## 千葉県における係留施設使用許可申請等について

係留施設使用許可申請書の内容についてご教示願います。また、様式などがあればお示し願います。

千葉県港湾管理条例に基づき、20総トンの以上の船舶に対して入港届の提出を義務づけていますが、当該届を提出する者が、岸壁又は物揚場を使用するときは、千葉県港湾管理条例施行規則により「入港届兼係留施設使用許可申請書」による提出が出来ることとされており、殆ど全ての船舶は「入港届兼係留施設使用許可申請書」により港湾管理者に提出がされております。

一方、20総トン未満の船舶については、岸壁又は物揚場を使用するときは、「係留施設使用許可申請書」を提出することとなりますが、この「係留施設使用許可申請書」は「入港届兼係留施設使用許可申請書」と名称以外は全く同じ様式となっており、入港届と同一のものとなります。

なお、「入港届兼係留施設使用許可申請書」及び「係留施設使用許可申請書」の各様式は、別紙のとおりになります。

係留施設使用許可申請書について、何に基づいて行っているのかをご教示願います。

上記記載のとおり、千葉県港湾管理条例及び千葉県港湾管理条例施行規則に基づき、当該申請書の提出及び様式等を規定しております。

係留施設使用許可申請書を取りまとめたものはあるのかご教示願います。

「入港届兼係留施設使用許可申請」等については、紙により受領した後、システムに入力し、電子データでのデータベース化がなされています。

港湾調査においては、当該データから入港船舶や係留施設等を入力し、残りの調査項目を報告者に報告してもらうことで、活用されています。

